単　位　事　務　名	
育　児　休　業	
根拠及び参考法令	地方公務員の育児休業等に関する法律　【育休法】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例　【育休条例】 県立学校事務処理要領　【事務処理要領】 財団法人鹿児島県教職員互助組合給付規程　【互助組合給付規程】 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例　【期末手当支給条例】 鹿児島県職員勤勉手当支給条例　【勤勉手当支給条例】 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則　【期末勤勉支給規則】 鹿児島県職員退職手当支給条例　【退職手当支給条例】 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 【雇用機会均等法】 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正，鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正及び県立学校事務処理要領の一部改正について(通知) 【平成１４年４月１日鹿教教第８１号】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 【平成２２年６月２５日鹿児島県条例第３０号】 県立学校事務処理要領の一部改正について（通知）【平成24年9月3日鹿教教第243号】 育児休業手当金の制度改正について（通知）【平成２２年６月２４日公共鹿第248号】 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正について（通知） 【平成２８年５月２４日鹿教教第１４０号】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部改正について（通知） 【平成２９年３月３１日鹿教教第７０６号】
項　目	処　理　方　法
定　義	職員は，任命権者の承認を受けて，当該職員の３歳に満たない子を養育するため，当該子が３歳に達する日まで，育児休業をすることができる。 【育休法第２条】
適用除外職員	１　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（育休代替） ２　鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和５９年鹿児島県条例第２９号）第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員（再任用職員） 【育休条例第２条】
承認請求	育児休業の承認を請求しようとするときは，「育児休業承認請求書」（別記第２５号様式）を校長を経由して育児休業を始めようとする日の１月前までに教育長に提出しなければならない。 また，期間の延長を請求しようとするときは，育児休業承認請求書に「育児休業等計画書」（別記第２５号様式の２）を添付して提出しなければならない。 【事務処理要領１５条】

項　　目	処　　理　　方　　法
承　　認	任命権者は，育児休業の請求があったときは，当該請求をした職員の育児休業中の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き，承認しなければならない。【育休法第２条第３項】 任命権者は，育児休業中の業務と他の職員の配置を換えその他の方法によって処理することが困難であると認めるときは，臨時的任用を行うものとする。【育休法第６条】
休　業　期　間	育児休業による子が３歳に達する日（誕生日の前日）までの請求する期間。【育休法第２条】
失　効　等	育児休業の承認を受けた職員は，次の場合には，「育児休業等承認失効等届」（別記第２７号様式）により,遅滞なく校長経由のうえ教育長に届け出なければならない。育児休業の期間の延長の承認を受けた職員も同様とする。 （１）育児休業の期間が満了することにより職務に復帰しようとする場合 （２）育児休業に係る子が死亡した場合。 （３）育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合。 （４）育児休業に係る子を養育しなくなった場合。 （５）当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする場合。 【事務処理要領第１５条第２項】【育休条例第５条】
身　　分	育児休業の期間中は，その職を保有するが，職務に従事しない。【育休法第４条第１項】
給　与　等	１　育児休業の期間については，給与を支給しない。 従って，育児休業に入る月及びその失効等の月については，給料，扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当等の給与は，日割計算を行う。 【育休法第４条第２項】【各種手当支給規則】 ２　育児休業期間中は，申出（育児休業等掛金免除申出書に辞令の写し等添付）により，共済組合の掛金を免除できる。【共済組合ホームページ】 ３　育児休業手当金は，「育児休業手当金請求書」（原本証明をした辞令の写し等添付）により請求する。 育児休業の対象となる子について，その父母がともに育児休業を取得する場合，子が１歳２か月に達する日までの間，１年を超えない範囲で育児休業手当金を支給する。【平成２２年６月２４日公共鹿第２４８号】 【共済組合ホームページ】 ４　期末手当及び勤勉手当は，当該基準日に育児休業中で基準日以前６箇月の全期間勤務した日がない場合は支給しない。【期末勤勉支給規則第１２条第２項第１２号】 【期末手当支給条例第１条第１項第１号オ，第２号キ】

項　　目	処　　理　　方　　法
	【勤勉手当支給条例第２条第１項第１号エ，第２号】 ５　期末手当の在職期間の計算をする場合は，育児休業をした期間の２分の１を除算する。　【期末手当支給条例第４条第２項第２号】 ６　勤勉手当の勤務期間の計算をする場合は，育児休業をした期間を除算する。 　ただし，育児休業の承認に係る期間が１箇月以下であり，かつ基準日以前６箇月以内の期間における育児休業の期間が１箇月以下である職員については，勤勉手当の支給割合を減じないこととする。　【期末勤勉支給規則第１２条第２項第５号】 【平成２８年５月２４日鹿教教第１４０号】 ７　職務に復帰した場合には，育児休業をした期間を１００分の１００以下の換算率により換算した期間を，引き続き勤務したものとみなして，給料月額等の調整を行う。　【育休条例第８条】 ８　退職手当の勤続期間の計算をする場合で，育児休業により１日も勤務しない月がある場合は，当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間はその月数の３分の１を，それ以降はその月数の２分の１を除算する。 【育休条例第９条】 【退職手当支給条例第７条第４項】
留　意　点　等	育児休業の代替に係る臨時的任用の期間については，職員の育児休業請求に係る期間について１年を超えて行うことはできない。 【平成１４年４月１日鹿教教第８１号】

第25号様式（第15条関係）

育　児　休　業　承　認　請　求　書

平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

学 校 名　　鹿児島県立○○高等学校

職・氏 名　　教諭　　鹿児島　花子 ㊞

（職員番号　　１２３４５６　　）

次のとおり育児休業（期間の延長）の承認を請求します。

1　請求に係る子	氏　　名	鹿児島　太郎
	続　柄　等	子
	生　年　月　日	平成２５年７月１日
2　請求の内容	☑ 育児休業　　□ 育児休業期間の延長	
	□ 再度の育児休業　　□ 再度の育児休業期間の延長 （再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入すること。）	
3　請求期間	平成25年８月27日から平成28年６月30日まで（1039日間）	
4　既に育児休業をした期間	年　月　日から　　年　月　日まで（　日間）	
	年　月　日から　　年　月　日まで（　日間）	
5　産前・産後休暇の期間	平成25年５月７日から平成25年８月26日まで（112日間）	
	年　月　日から　　年　月　日まで（　日間）	
6　校長意見	学校長　　印	
7　備考		

注　１　請求に係る子について初めての育児休業の承認請求である場合は，当該請求に係る子の氏名，請求者との続柄等（請求に係る子が鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則第７条の４第１項第４号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては，その事実。２において同じ。）及び生年月日を証明する書類又はその写し（写しを提出する場合は，所属長による原本証明を付すること。）を添付すること。

２　備考欄には，請求に係る子以外に３歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に，職員（当該機関内に産後休暇（学校職員の休暇の取り扱いに関する規則別表第１第23号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）にあってはその氏名，請求者との続柄等及び生年月日を，請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を，請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあっては当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。

３　該当する□にはレ印を記入すること。

第25号様式の２（第15条，第15条の３関係）

育　児　休　業　等　計　画　書

平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　　殿

学　校　名　鹿児島県立○○高等学校

職・氏　名　教諭　鹿児島　花子　印

（職員番号　１２３４５６　）

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第３条第５号又は第11条第６号の規定に基づき，再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので，育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

なお，記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

１　請　求　の　別	☑　育児休業　　□　育児短時間勤務

２　育児休業承認の請求に係る子

子　の　氏　名	鹿児島　太郎	生年月日	平成○年○月○日生

３　請　求　者　の　計　画

請　求　期　間	平成○○年○月○○日から平成○○年○月○日まで
再度の請求予定期間	平成○○年○月○○日から平成○○年○月○日まで

４　校　長　意　見	学校長　印
５　備　考	

注　１　育児休業等計画書は，育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は，記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

２　「請求期間」欄には，育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

３　変更の届出の場合は，変更する箇所のみ記入すること。

４　該当する□にはレ印を記入すること。

第27号様式（第15条，第15条の３関係）

育児休業等承認失効等届

平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

学校名　鹿児島県立○○高等学校

職・氏名　教諭　鹿児島　花子　㊞

（職員番号　１２３４５６　）

（☑育児休業　□育児短時間勤務）が終了するので，
（□育児休業　□育児短時間勤務）に係る子の養育状況について変更が生じたので，
次のとおり届け出ます。

１　承認に係る子の氏名	鹿児島　太郎
２　承認期間	平成○○年○月○○日から平成○○年○月○○日まで
３　届出の事由	
☑　育児休業等の期間が満了する □　育児休業等に係る子が死亡した □　育児休業等に係る子が自分の子でなくなった □　育児休業等に係る子と離縁した □　育児休業等に係る子との養子縁組の取り消された □　育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した □　育児休業等に係る子についての民法817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した □　育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された □　育児休業等に係る子を養育しなくなった □　同居しなくなった　□　負傷・疾病　□　託児できるようになった □　その他（　　） □　その他（　　）	
４　届出の事由が発生した日	平成○○年○月○○日 ※承認期間の最終日を記入
５　校長意見	学校長　印

注　該当する□にはレ印を記入すること。